



ご協力ください

平成24年就業構造基本調査



総務省統計局（群馬県・吉岡町）では、国民の普段の就業・不就業の状態を詳細に把握することにより、全国および地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的に「就業構造基本調査」を実施します。

▼調査期日 10月1日現在

▼調査対象 対象世帯は平成22年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する調査区の中で、統計的手法により無作為に選定されます。

▼調査方法 県知事から任命された統計調査員が9月以降、調査区内を巡回し、調査対象世帯には調査票の記入のお願いに伺います。

▼調査結果の利用 国や都道府県が実施する雇用政策および経済政策などの企画・立案する上で重要な指標として利用されます。

▼報告義務と守秘義務 この調査は統計法により、受ける人には報告の義務を、また調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない守秘義務を課しています。

また、集められた情報は厳重に保護され、統計上の目的以外に使用することはありませんので、安心してありのままをお答えください。

▼問合せ先

就業構造基本調査コールセンター
（午前8時～午後9時）

☎0570・010124

IP電話・PHSの場合

☎03・4330・1120

総務政策課政策室

☎54・3111（内線127）

敬老訪問

町では高齢者に対して敬老の意を表し、長寿をお祝いするたため敬老訪問を実施します。

▼対象 平成24年度中に満80・85・88・90・95・100歳に到達される人および10歳以上の人（9月1日現在で1年以上吉岡町に住所のある人）

▼訪問の日程

【満80・85歳】

9月中に民生児童委員がお伺いします。

【満88・90・95・100・101歳以上】

9月17日㊦の午前中に民生児童委員および町関係者などがお伺いします。

※対象者には、詳細を通知でお知らせします。

▼問合せ先

健康福祉課福祉室

☎54・3111（内線151）

紙おむつ購入費助成事業

9月は申請の受付月

紙おむつや尿取りパッドの購入費助成の申請を10月1日まで受け付けています。上限額は1万円です。

申請時の持ち物

紙おむつの領収書（4月～9月の日付）・介護保険証・身体障害者手帳または療育手帳などの写し・金融機関の口座情報・印鑑

▼提出・問合せ先

健康福祉課福祉室

☎54・3111（内線151）

「はかり」の定期検査

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

▼期日 10月18日㊦

▼時間 午前10時～午後3時

▼場所 役場北駐車場 車庫

▼検査対象となる「はかり」

①商品・工場などで取引に使用するはかり

②学校・幼稚園・保育園・病院などで健康診断に使用する体重計

③病院・薬局・診療所などで調剤に使用するはかり

④観光農園・農産物直売所などで販売に使用するはかり

⑤その他取引・証明に使用するはかり

▼問合せ先

産業建設課産業振興室

☎54・3111（内線166）



このシンボルマークは、様々な仕事に取り組んでいる人々の姿を3人の働く人（腰かけている、立っている、歩いている）にシンボライズしたものです。

今月の納税

町県民税……………3期
国民健康保険税……………3期
介護保険料……………3期
後期高齢保険料……………3期

納期限 10月1日(月)

便利で確実な口座振替も
利用できます

制定しました

吉岡町暴力団排除条例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により、群馬県が平成23年4月に「群馬県暴力団排除条例」を制定し施行しました。

この条例に基づき、県内市町村においても暴力団排除条例を制定しているところです。

町も、暴力団排除の気運を盛り上げ、施策を推進するために「吉岡町暴力団排除条例」を制定し、本年7月1日から施行しました。

吉岡町暴力団排除条例の概要

〈基本理念〉

暴力団排除は、社会全体として暴力団が町民生活、事業活動に不当な影響を及ぼしていることを認識した上で、**恐れのない、資金を提供しない、利用しない**ことを基本として推進。

〈主な内容〉

・町は事務事業により暴力団を利用することとならないよう、入札等に参加させないとともに、契約の相手方に対し暴力団員を排除します。

・町民等は暴力団排除のための活動を自主的に、かつ、相の連携及び協力を図って取組むとともに、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するように努める。

・町は中学校において生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置をする。

〈町民の皆様へのお願〉

・町民等は債権回収、紛争解決等に関して暴力団員を利用、または暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する行為をしてはいけません。

・町民等は暴力団の威力を利用し、暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員または暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益供与及びその申込み、約束をしてはいけません。



青少年健全育成を進めるために

吉岡町青少年健全育成会は自治会ごとに組織され、自治会長がその会長を兼ねて盛んに活動しています。独自の行事を実施している自治会もあり、今回は漆原西自治会の活動を紹介します。

田植え、稲刈り、映画会、夏祭り、自治会祭り、クリスマス会、上毛カルタ大会、道祖神祭り、サケの稚魚放流など年間を通して多くの人が参加しています。その一つが「花いっぱい運動」です。

土起こし・移植・除草を6～9月にかけて行います。子ども・保護者・住民が100名近く集まり、吉岡川沿いの3カ所の花壇にペゴニア・マリーゴールド・サルビアや持ち寄った苗を植えました。また、「種から育てる運動」も始めています。世代間交流、連帯感の醸成、環境美化などを目的に20年以上継続しています。



〔相談窓口・連絡先〕

群馬県渋川警察署刑事課

☎ 23・0110

(公財)群馬県暴力団追放運動推進センター

☎ 027・254・1100

群馬県警察本部「組織犯罪対策第一課」

☎ 027・243・0110

群馬県警察本部「警察安全相談室」

☎ 027・224・8080

役場町民生活課生活環境室

☎ 54・3111

農地の保全管理のお願い

農業委員会では、本年度も耕作放棄地調査(農地パトロール)を行なっています。雑草などを生い茂ったまま放置しておく、野生動物の絶好の隠れ場所になったり、火災・病害虫・交通事故などの発生原因となる恐れがあり、周囲の耕作地や住宅地に大変迷惑となります。除草などのご協力をお願いします。

問合せ先

産業建設課農業委員会事務局
54-3111(内線167)

